

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人広島原爆障害対策協議会（以下「本協議会」という。）の定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び決定基準)

第3条 本協議会は、役員に対して報酬を支給することができる。

- 2 役員のうち、会長・副会長・常務理事については、業務執行の対価として報酬を支払う。
- 3 業務執行の対価として支払う報酬は、1年間の報酬総額の上限を900万円以内とし、別表（報酬月額）に基づき、その職責等を勘案して、理事会で決定するものとする。
- 4 前項の報酬は事務局長を兼務する役員には支給しない。
- 5 役員及び評議員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関窓口へ振り込むこともできる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第5条 業務執行の対価として支払う報酬は、その月の月額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、本協議会給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第2項ただし書きの規定に準じて支給する。

(報酬の日割計算)

第6条 新たに会長・副会長・常務理事になった者には、その日から報酬を支給する。
2 会長・副会長・常務理事が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(費用の弁償)

第7条 本協議会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
2 役員及び評議員が、本協議会の理事会及び評議員会に出席した場合は交通費として5,000円を支給する。

(公表)

第8条 本協議会はこの規程を、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人広島原爆障害対策協議会の移行の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表（報酬月額）

区分	報酬月額
第1号	80,000円
第2号	90,000円
第3号	100,000円
第4号	110,000円
第5号	120,000円